

社会福祉法人白百合会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、役員等の地位にあることのみによっては支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の社会福祉法人業務を行う場合は次のとおり費用を弁償する。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 | 5,000円 |
| (2) 監事が、監査業務を実施した場合の費用弁償 | 5,000円 |
| (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償 | 5,000円 |
| (4) 苦情解決委員会に出席した第三者委員の費用弁償 | 5,000円 |
| (5) 入所判定委員会に出席した外部委員の費用弁償 | 5,000円 |

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、社会福祉法人白百合会旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年1月23日から施行する。